

政令第四百三十一号

農業改良助長法施行令の一部を改正する政令（抄）

内閣は、農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）第九条の規定に基づき、この政令を制定する。
農業改良助長法施行令（昭和二十七年政令第四百十八号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

（構造改革特別区域法施行令の一部改正）

第二条 構造改革特別区域法施行令（平成十五年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第六条を削る。

第七条中「内閣総理大臣の認定」を「法第四条第九項の規定による内閣総理大臣の認定（法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。以下この条において「認定」という。）」に改め、同条を第六条とす

る。

(経過措置)

第四条 この政令の施行の際現に附則第二条の規定による改正前の構造改革特別区域法施行令第六条（前条の規定による改正前の国家戦略特別区域法施行令第二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けて農業改良助長法第八条第一項の普及指導員に任用されている者は、引き続き当該普及指導員に任用されている間は、この政令による改正後の農業改良助長法施行令第三条第二号に該当する者として当該普及指導員に任用された者とみなす。